

平成26年1月17日

割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者に対する 改善命令について

関東経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者である株式会社オリエントコーポレーションに対し、同法第35条の3の31の規定に基づき、個別信用購入あっせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命じました。

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社オリエントコーポレーション（以下「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役社長 齋藤 雅之
- (3) 所在地：東京都千代田区麴町5丁目2番地1
- (4) 登録年月日及び登録番号：
平成22年3月12日登録 関東（個）第6号－1
- (5) 資本金：1500億円
- (6) 事業内容：個別信用購入あっせん業、包括信用購入あっせん業、貸金業

2. 処分内容

個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして割賦販売法施行規則（以下「省令」という。）に定める体制を整備するため、同社が提携する金融機関との提携ローンに係る個別信用購入あっせん関係受領契約（個別クレジット契約）において、以下の措置を講ずること。

- (1) 代表取締役等の経営責任者の指揮の下、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について、十分な社内規則等を定めること。
- (2) 上記(1)の社内規則等の遵守体制の見直し、遵守状況の定期的な検証、内部管理及び経営管理態勢の充実・強化、経営姿勢の明確化、研修の実施等の措置を講ずること。
- (3) 上記(1)及び(2)措置は、この改善命令を行った日から1月以内に講ずること。

3. 処分理由

関東経済産業局が同社に対して行った割賦販売法第40条第3項の規定に基づく報告及び物件の提出命令に対する回答の結果、同社が提携する金融機関との提携ローンに係る個別クレジット契約において、同社は、提携先金融機関が契約の相手方が反社会的勢力であると認識した取引が多数存在していることを把握したにもかかわらず、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を速やかに行っていなかったことが判明し、以下の事実が確認されたため。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する基本的な方針や規程は定めていたものの、反社会的勢力との取引を解消するための対応（事後排除対応）に関する十分な社内規則等を定めていなかった。（省令第101条第1項第3号）
- (2) 同社が提携する金融機関から、契約の相手方が反社会的勢力と認識した提携ローンに係る個別クレジット契約について多数の情報提供を受けていたにもかかわらず、当該契約に対する事後排除対応を速やかに行わないなど、社内規則等を遵守するために必要な体制を整備していなかった。（省令第101条第1項第4号）

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局 産業部 商務・取引信用課